

行政書士福島法務事務所

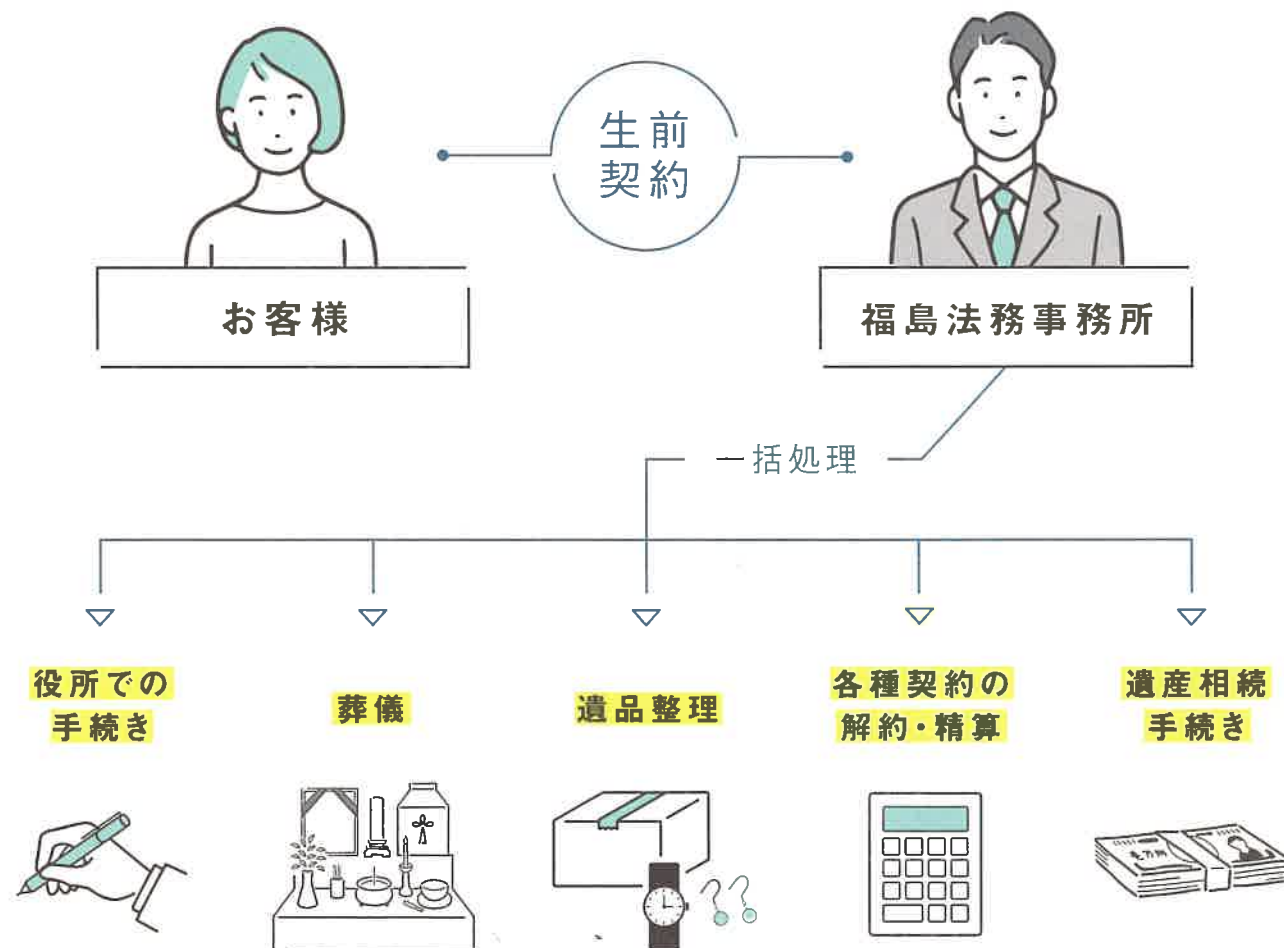
人生を前へ進めるために！

終活・相続・離婚に必要な大切な手続き・書類作成は
行政書士福島法務事務所にお任せください。

元気なうちのおひとり
終活

〔死後事務委任契約〕

死後事務委任契約は、お客様を「委任者」として、私どもを「受任者」として
締結する委任契約です。
死後に必要な手続きの執行をお引き受けいたします。



協議書類、事務手続きから公正証書作成まで、
すべて行政書士がお手伝いいたします。

WEBサイト：<https://fukushima-gyousei-office.jp/>



相続

相続トラブルを防ぐために、遺言書の活用をサポートします。

遺言書

遺産分割協議

戸籍調査

財産調査

相続関係説明図

相続後不動産の売却

手続きの流れ

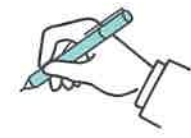
相続トラブルを
避けたい



面談



相続手続き



円満な相続実現



円満な離婚

離婚協議書を公正証書にして、効力を最大化します。

親権

養育費

面接交渉

財産分与

戸籍・姓

慰謝料

年金分割

手続きの流れ

相談者の抱えている
夫婦の離婚問題



面談



署名捺印



離婚成立



アクセス・
お問い合わせ

名称	行政書士福島法務事務所
所在地	〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通5-2-19 コフィオ神戸元町304号
受付時間	平日9:00～18:00
T E L	078-361-7507
F A X	078-954-7768
M A I L	fukushima@enstage-office.com



電車でお越しの方

- ・JR神戸線「元町」駅から徒歩2分
- ・阪神本線「元町」駅から徒歩2分
- ・神戸市営地下鉄西神・山手線「県庁前」駅から徒歩3分



お車でお越しの方

- ・最寄りの高速出口は阪神高速3号神戸線「生田川」出口になります。
- ※当事務所に駐車場はございませんので、近隣のコインパーキングをご利用ください。

元気なうちのおひとり終活

死後事務委任契約のすすめ

誰もが必ずすべき事務処理をお任せください。

POINT 01

お亡くなりになった後の様々な手続き、役所等への連絡、経費支払いなどの事務処理を一括管理します。
ご親族や関係者に、手続きや金銭のご負担やご迷惑をかけることなく進めます。

ご契約の
メリット

国家資格者が進める事務手続きへの安心感。

POINT 02

この契約は、親族以外の第三者が死後の諸手続きを行う特殊な契約です。
そのため、国家資格者である行政書士が手続きを進めることで、トラブルの回避はもちろん、役所とのやりとりも円滑に完了させることができます。

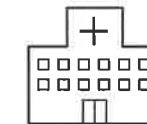
委任契約後に、お任せいただける手続きや管理業務



役所への死亡届の提出、
戸籍関係の諸手続き



健康保険、公的年金等の
資格抹消手続き



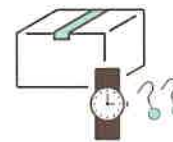
病院・医療機関の
退院・退所手続き



葬儀に関する手続き



住居引き渡しまでの管理



遺品整理



公共サービス等の
解約・精算手続き



住民税・固定資産税の
納税手続き



関係者への死亡通知

委任契約
ご契約への流れ

初回面談

諸経費と報酬の
お見積り

文面確認のための
お打ち合わせ

公正証書の作成

死後事務の執行
(契約の履行)

業務依頼契約の締結

契約書案・遺言書案の作成

執行費用の確保

定期的な連絡・面談